

令和6年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月3日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川 暢一 君	2番	川島 富士夫 君
3番	西村 毅 君	4番	倉谷 明 君
5番	増井 文雄 君	6番	藤田 正美 君
8番	熊谷 勘信 君	9番	島津 秀樹 君
10番	辻岡 正和 君	11番	坂本 豊 君
12番	今井 富雄 君	13番	北原 武道 君
14番	松本 孝雄 君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 隆司 書記 堀田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副町長	二本松 正広
教育長	松宮 毅	会計管理者	三宅 宗左
総務課長	竹内 正	総合政策課長	岸本 晃浩
観光商工課長	田中 啓司	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰也	福祉課長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明男	健康医療課長	池田 和哉
建設課長	吉村 卓也	上下水道課長	飛永 浩志
産業振興課長	中村 和幸	パレオ文化課長	山本 裕之
歴史文化課長	松宮 登志次	教育委員会事務局長	宮田 雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（令和6年度町道3301号線防護柵設置工事））

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度若狭

町一般会計補正予算（第３号）

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第 70 号 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度子どもの遊び場整備工事） |
| 日程第 6 | 議案第 71 号 | 工事請負契約の締結について（令和 6 年度パレア若狭リフレッシュ整備工事） |
| 日程第 7 | 議案第 72 号 | 若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 73 号 | 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 74 号 | 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 75 号 | 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 76 号 | 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 12 | 議案第 77 号 | 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 13 | 議案第 78 号 | 令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 14 | 議案第 79 号 | 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 15 | 議案第 80 号 | 令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 16 | 議案第 81 号 | 令和 6 年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 17 | 議案第 82 号 | 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 18 | 議案第 83 号 | 令和 6 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 19 | 議案第 84 号 | 若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について |
| 日程第 20 | 議案第 85 号 | 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 21 | 議案第 86 号 | 若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について |
| 日程第 22 | 議案第 87 号 | 指定金融機関の指定について |
| 日程第 23 | 請願第 4 号 | 化学物質過敏症に関する請願について |

(午前 9時14分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、おはようございます。

議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和6年第5回若狭町議会定例会の開会にあたり、各議員には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、専決処分の報告及び承認のほか、工事請負契約の締結、条例の制定及び一部改正、また、令和6年度各会計の補正予算が主なものであります。

慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力を賜りますことを、お願いいたします。

議員、理事者、各位におかれましては、御自身の健康からまず十分に御留意をいただき、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は、13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和6年第5回若狭町議会定例会を開会します。

まず、町長より、発言を求められていますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年第5回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、月日がたつのは早いもので、師走に入り、令和6年も今年最後の月を迎えることとなりました。

12月1日には、三方湖の伝統漁法、たたき網漁の初漁にお邪魔をさせていただき、冬の訪れを感じたところでございます。

さて、本年度は、旧三方町と旧上中町が合併し、若狭町が誕生してから20周年という節目の年度であります。

5月の第32回若狭・三方五湖ツーデーマーチを皮切りに、ファミリーコンサートや農林水産フェスティバル、各イベントや各種団体が実施された20周年関連事業など、これまで町全体で20周年を祝い、盛り上げる事業を展開してまいりました。

あわせて、去る11月2日には、パレア若狭において、若狭町制20周年記念式典を

挙行させていただきました。

当日は雨模様でありましたが、杉本福井県知事をはじめ、多くの御来賓の皆様や各区長様をはじめとした関係者の皆様にも多数御臨席を賜り、あわせて、子どもたちや20歳を迎えられる若者たちにも参加をしていただき、盛大に開催することができました。

この場をお借りして、感謝申し上げたいと思います。

これまで、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様方のひとかたならぬ御尽力のたまものによって、若狭町制20周年を迎えることができております。

改めて、感謝を申し上げたいというふうに思いますし、若狭町におきましても、人口減少や少子高齢化などの多くの課題を抱える中、次の時代に向けて、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」のために、持続可能なまちづくりをさらに地域の皆様や町民の皆様と共に推進してまいりたいと考えております。

今後とも、若狭町のさらなる発展のために、皆様方の引き続きの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、専決処分の承認のほか、工事請負契約の締結、条例の制定及び一部改正、令和6年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算、指定管理者の指定などの案件を御提案させていただきます。

議員の皆様方には、十分御審議をいただき、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番熊谷勘信君、9番島津秀樹君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間にしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１２月１８日までの１６日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第３ 報告第７号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第３、報告第７号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（令和６年度町道３３０１号線防護柵設置工事））」の報告を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、報告第７号「専決処分の報告について」につきまして、御報告を申し上げます。

本件につきましては、６月議会でお認めをいただきました「令和６年度町道３３０１号線防護柵設置工事」の工事請負契約につきまして、契約金額の変更が生じましたが、変更内容が議会の権限中、町長の専決事項に指定された範囲でありますので、令和６年１０月２４日付で、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第２項の規定に従い、御報告申し上げるものであります。

○議長（辻岡正和君）

以上で報告が終わりました。

～日程第４ 承認第４号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第４、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度若狭町一般会計補正予算（第３号））」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして、提案

理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、１０月９日に衆議院が解散され、１０月２７日に第５０回衆議院議員総選挙が執行されたことに伴い、その執行経費について補正予算を編成する必要があり、令和６年１０月９日付で、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定に従い、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度若狭町一般会計補正予算（第３号））」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第４号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度若狭町一般会計補正予算（第３号））」

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第５ 議案第７０号及び日程第６ 議案第７１号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第５、議案第７０号「工事請負契約の締結について（令和６年度子どもの遊び場整備工事）」及び日程第６、議案第７１号「工事請負契約の締結について（令和

6年度パレア若狭リフレッシュ整備工事)」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第70号及び議案第71号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第70号「工事請負契約の締結について」であります。令和6年度子どもの遊び場整備工事をさせていただくもので、また、議案第71号「工事請負契約の締結について」であります。令和6年度パレア若狭リフレッシュ整備工事をさせていただくもので、これらは、去る11月25日に制限付き一般競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第70号「工事請負契約の締結について（令和6年度子どもの遊び場整備工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第70号「工事請負契約の締結について（令和6年度子どもの遊び場整備工事）」
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「工事請負契約の締結について（令和6年度パレア若狭リフレッシュ整備工事）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第71号「工事請負契約の締結について（令和6年度パレア若狭リフレッシュ整備工事）」

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第72号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第7、議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第72号「若狭町災害情報放送設備の設置及び管理に関する条例の制定について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案につきましては、若狭町災害情報放送設備の整備に伴い、その設置及び管理について条例の制定が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。

よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第8 議案第73号から日程第10 議案第75号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第8、議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」から日程第10、議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第73号から議案第75号までの3議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第73号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」並びに、議案第74号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これらは、令和6年8月8日に出了れた人事院勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、また、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表等を改定するため、条例の改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

次に、議案第75号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。会計年度任用職員の給与について、一般職に準じた給料表改定の効力発生時期とすることに伴い、条例の改正が必要となりましたので、この

案を提出するものであります。

以上、3議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第75号までの3議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、議題となっております3議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第11 議案第76号から日程第18 議案第83号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第11、議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から日程第18、議案第83号「令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第76号から議案第83号の8議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第76号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」であります、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億3,877万7,000円を追加し、予算総額を130億3,233万円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税で2,400万円の増額、国庫支出金で423万6,000円の増額、県支出金で1,539万8,000円の増額、繰越金で8,075万9,000円の増額、町債で1,070万円の増額などとしております。

歳出の主なものにつきましては、まず、人件費につきまして、人事異動による職員の配置及び人事院勧告に基づく給与の改正等により、一般会計の人件費で、7,932万8,000円の増額となります。

人件費以外の歳出の主なものといしましては、民生費では、障害福祉施設等物価高騰対策支援事業に159万6,000円、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に589万4,000円、民間保育所運営事業に44万8,000円など、次に農林水産業費では、農村発イノベーション事業に572万2,000円、福井梅生産力強化支援事業に1,134万円など、土木費では、道路新設改良全般事業に1,360万円、急傾斜地崩壊対策事業に110万7,000円など、消防費では、消防費事業に1,138万5,000円、教育費では、給食センター費に519万3,000円などを計上させていただきました。

次に、議案第77号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ119万4,000円を追加し、予算総額を15億9,731万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金で924万円の増額、県支出金で600万円の減額、繰入金で204万6,000円の減額としております。

歳出の主なものといしましては、保険事業費で48万3,000円の増額、諸支出金で66万7,000円の増額などを計上させていただきました。

次に、議案第78号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ740万7,000円を追加し、予算総額を1億5,996万8,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、診療収入で721万5,000円の増額などとしており、歳出の主なものといしましては、新型コロナワクチン接種に係る経費など医業費で638万3,000円の増額などとしております。

次に、議案第79号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算から、それぞれ619万8,000円を減額し、予算総額を20億5,506万6,000円とするものであります。

介護保険事業勘定で、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で70万5,000円の増額、繰入金で801万4,000円の減額などとしており、歳出の主なものと

いたしましては、総務費で８８８万７，０００円の減額、地域支援事業費で２２７万６，０００円の増額などを計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定で、居宅介護予防支援事業費に４１万３，０００円の増額を計上させていただきました。

次に、議案第８０号「令和６年度若狭町水道事業会計補正予算（第２号）」ですが、収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えをさせていただくものであります。

次に、議案第８１号「令和６年度若狭町工業用水道事業会計補正予算（第１号）」ですが、収益的支出におきまして、営業費用の予算の組替えをさせていただくものであります。

次に、議案第８２号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第３号）」ですが、収益的支出におきまして、営業費用で９６万２，０００円の増額を計上するものであります。

次に、議案第８３号「令和６年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第２号）」ですが、収益的支出の医業費用に２，０６７万３，０００円を増額し、財源につきましては、収益的収入の医業収益で１，７５４万２，０００円の増額、医業外収益で、３１３万１，０００円の増額を計上するものであります。

また、資本的支出の有形固定資産購入費に９０万２，０００円の増額を計上するものであります。

以上、８議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の８議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第７６号から議案第８３号までの８議案については、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第19 議案第84号から日程第21 議案第86号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第19、議案第84号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」から日程第21、議案第86号「若狭町旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第84号から議案第86号までの3議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この議案第84号から議案第86号までの3議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、令和7年度からの指定管理の相手方の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回、指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町若狭テクノパークを公益社団法人若狭町シルバー人材センターに、若狭町みかた温泉施設を株式会社オーイングに、若狭町旧逸見勘兵衛家住宅を一般社団法人熊川プロジェクトに、それぞれ指定させていただきたいと考えております。

以上、3議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(辻岡正和君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第86号までの3議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。

よって、議題となっております3議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第22 議案第87号～

○議長(辻岡正和君)

次に、日程第22、議案第87号「指定金融機関の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第87号「指定金融機関の指定について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、指定金融機関として若狭町の公金の収納及び支払いを取り扱っている福井県農業協同組合から、令和7年3月末日をもって指定金融機関を辞退したい旨の申出があり、了承することといたしました。

そこで、新たに令和7年4月から、株式会社福井銀行を若狭町の指定金融機関として指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(辻岡正和君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案第87号に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 87 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、議題となっております議案第 87 号については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第 23 請願第 4 号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第 23、請願第 4 号「化学物質過敏症に関する請願について」を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。議案審査のため、明日 4 日から 9 日までの 6 日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日 4 日から 9 日までの 6 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前 9 時 54 分 散会）